

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催  
産業廃棄物適正処理推進セミナー開催

社会問題となったダイコー株式会社の廃棄食品横流し事件を受け、2月12日(金)午後2時からインクあいち(名古屋市中村区)において、38社50名の参加者のもと、産業廃棄物適正処理推進セミナーが開催されました。

セミナーは協会専務理事 安藤均氏の開会の辞により始まり、会長 永井良一氏は開会の挨拶にて、当協会員であるダイコー株式会社の不適正処理事案について説明されました。(※詳細は協会HPに掲載) またセミナーのご案内を差し上げた、動植物性残渣中間処理の対象企業39社のうち38社の参加を賜ったことにお礼の言葉があり、具体的な再発防止策については、全産連と検討を重ね今年度内に作成し協会員全員に周知徹底を図っていくことを、述べました。

次に「産業廃棄物の適正処理の推進について」と題して、愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループ 技師 高崎洋子氏より講義がありました。①産業廃棄物の処理状況 ②廃棄物処理法の概要 ③処理業の許可 ④処理基準・保管基準 ⑤廃棄物関係条例、要綱等 ⑥違反行為への措置、について説明がありました。

安藤専務理事からは「協会員における不適正処理事案における経緯等について」事件発覚より時系列に事柄が記載された配布資料をもとに詳細な説明があり、3月7日臨時総会、及び各セミナーへの積極的な参加のお願いがあり、セミナーは終了しました。その後永井会長が司会者となり、参加者の意見交換が行われました。



開会挨拶をする  
永井会長



講師の愛知県環境部  
高崎技師

■意見交換内容

永井良一会長：今回の事案は廃棄物が廃食品であり、それが食品として消費者に渡ったということから、マスコミが大きく取り上げました。昨年、愛知県内54市町村と災害廃棄物の協定を結び、我々の業界が社会貢献に一步踏み出し信頼を得ることができたところ、このように大きく信頼を失墜させてしまい残念でなりません。また協会始まって以来、会員を除名しなくてはならない、という無念さを感じております。我々に課せられた責務は再発防止に尽きたと思っておりますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

加山昌弘理事（加山興業（株））：今回の事案は食品の横流しでしたが、食品以外の物の横流しについても言われ、有価物を社会に出してしまった等に対して、法改正をお願いしたい。また、同じ物でも一廃になったり産廃になったりする廃棄物処理法の見直しが必要である、の二点が意見です。

永井良一会長：今回のように食品廃棄物を飼料化・肥料化にするとところでは、いろいろな仲介業者（横流し）が言い寄ってくる、という実態はありますか。また斡旋業者（ブローカー）が排出者と処理業者を結びつける、という実態が偽装処理の温床になるのではないかと思いますが、いかがですか。

藤本和也氏（（株）ワールドクリーン）：ブローカーの接触は今までに加えて、他地域からの話しも最近増えてきたような気がします。また、排出事業者が管理会社に安易に任せ過ぎた結果、安価な処理業者へ流れてしまっているのかもしれない。弊社では横流しに係わると、即解雇という厳しい処分を設けているため違反者はいませんが、法律等々が後手に回っている気はします。

永田幹人理事（（株）エイゼン）：弊社にはブローカーの話は出ていません。実は今回の事案の報道に、食

品以外の横流しがあり、それは氷山の一角だという報道があったことが非常に残念であり、事実に基づいているのか疑問を感じます。また食品リサイクル法の観点で、最初にエサにしてください、とありますTPPの問題も関連し、適正処理の方向で進めたいと思っています。

木下 豊氏 ((株) 海部清掃)：私は40余年産廃業界に就業しておりますが、今回の事件はその会社の品格に問題があると思います。排出者はマニフェストに、どのように処分してほしいか記載するため、

それを守らなければ不適正処理になります。経営者が廃棄食品を味見すれば、それを見た従業員は真似をし、不適正処理の始まりとなります。これを防ぐためにも、会社全体で末端までの人格形成に対する教育が重要であると考えます。

山崎永嗣氏 ((有) 尾張商事)：弊社は有機汚泥と残渣を肥料化しています。大手の食品工場では、ブローカーというコンサルタントをしている方はいるようです。取引については、正規の値段であれば、対応を考えてもいいかなと思っています。



加山興業(株) 加山理事



(株)ワールドクリーン  
藤本氏



(株)エイゼン 永田理事



(株)海部清掃 木下氏



(有)尾張商事 山崎氏